

## 統計法（平成一九年法律第五三号）（抜粋）

（公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等）

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

## 統計法案に対する国会の附帯決議（抜粋）

【参議院総務委員会（平成19年5月15日）】

- 6 統計の作成には専門性が不可欠であることにかんがみ、高度の専門人材の育成及び確保に向けて、統計に携わる職員の任用・研修等を計画的に行うとともに、統計教育の振興に努めること。